

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第195回 データの国外移転にかかる安全評価規定の草案

10月29日、中国国家インターネット情報弁公室(CAC)が「データ国外移転安全評価弁法」の意見聴取稿(以下「本草案」という)を発表し、1カ月のパブリックコメント期間を設けました。まだ正式に発効した法規ではないものの、本草案の内容にはデータの国外移転に対する管理と法施行についての中国政府の考え方反映されており重要な参考価値があるため、今回はそのポイントについて解説いたします。

◇実施細則の不在がもたらす日系企業の困惑

中国の「ネット三法」とも呼ばれる「ネットワーク安全法」「データ安全法」「個人情報保護法」には、情報やデータの国外移転を制限する規定がいずれも含まれていますが、現行の規定はどれも原則的で、具体的な運用方法に関する実施細則はまだ公布されていません。多くの日系企業では、経営や業務管理の必要上、現地企業から日本の本社や海外の関連会社、サービス会社への情報・データ提供が発生するのですが、実施細則がないため、適切な対応方法がわからない状態となっています。それでも全く対応を取らずにいると、コンプライアンス違反ともなりかねません。このような状況で、事前に自社の解釈に基づいて「個人情報保護法」等の法律に対する個人情報、データの国外移転に関する仮契約書を本社等と締結しておき、実施細則が出た後で調整するといった対策を講じるところもあります。

◇本草案の注目ポイント

1. 以下の事由のいずれかに該当するものは、データを国外に移転する前に安全評価を受けなければならない。

- (1) 重要データインフラの運営者が収集、生成した個人情報および重要データ
- (2) 国外移転するデータに重要データを含む場合(ただし重要データの目録は未公布)
- (3) 処理する個人情報が100万人分を超える個人情報処理者が国外へ個人情報を提供する場合
- (4) 累計で10万人分を超える個人情報または1万人分を超える機微な個人情報を国外へ提供する場合

2. 安全評価は次の順序に従って実施する。

自主評価 → 所在地の省級ネットワーク情報管理機関に申請 → CACによる評価

3. 自主評価およびCACによる評価における重点評価ポイント

- (1) データの国外移転の目的、範囲、方式等の適法性、正当性、必要性
- (2) 国外受領者の所在地のデータ安全保障に関する政策や法規およびサイバーセキュリティ環境の状況。国外受領者のデータ保護レベルが中国の法律の要求に達しているか。
- (3) 国外移転するデータの数量、範囲、種類、機微性の程度、国外への移転中および移転後に、漏えい、改ざん、紛失、毀損、移転または違法に取得され、違法に利用される等のリスク
- (4) データの安全および個人情報の権益に十分で有効な保障が得られるか。
- (5) データ処理者が国外受領者と締結する契約にデータ安全保障の責任や義務が十分に約定されているか。

- (6) 中国の法律、行政法規、部門規則の順守状況
 - (7) CACが評価すべきと認識するその他の事項
4. 特に、現地日系企業が日本の本社等と締結するデータの国外移転に関する契約の必要記載内容について広く関心が持たれているところ、本草案では以下の通り規定された。
- (1) データの国外移転の目的、方式およびデータの範囲、国外受領者が処理するデータの用途、方式等
 - (2) データが国外で保存される際の場所および期間、ならびに保存期間が満了し、約定された目的が達成され、契約が終了した後の国外移転データの処理措置
 - (3) 国外受領者が国外移転データをその他の組織、個人に再移転することを制限する条項
 - (4) 国外受領者の実質的支配権または経営範囲に実質的な変化が生じるか、所在する国や地域の法環境に変化が生じたことによりデータの安全の保障が困難となった場合に取るべき安全措置
 - (5) データ安全保護の義務に違反した場合の違約責任および拘束力を有しかつ執行可能な紛争解決条項
 - (6) データ漏えい等のリスクが発生した場合の適切な応急措置の実施、個人が個人情報保護権益を保障する手段の整備に関する内容

◇日系企業へのアドバイス

本草案が正式な法規として成立すると、日系企業が「ネット三法」に対する行動を展開する上で明確な参考価値を持つものとなります。本草案により、どのような場合に安全評価実施の義務を履行しなければならないかが明確になったほか、個人情報やデータの国外移転契約に盛り込むべき必要条項が示されたことから、日系企業ではこれを参考に、社内の契約書作成などの対応に早めに着手されるようお勧めいたします。

五輪選手村、全工程の実践テスト＝来年1月下旬オープン－北京

22日付の中国紙・北京青年報（A3面）によると、来年2月の北京冬季五輪に向け、選手村の運営状況を確認する全工程の実践シミュレーションテストが20～21日行われた。774人が43の代表団と一つの観察グループに分かれ、代表団の登録や居住サービス、ケータリング、PCR検査などの流れを確認した。来年1月23日にプレオープン、同27日に正式オープンする。

テストに参加したのは、過去の五輪・パラリンピックを経験したアスリートのほか、2008年北京五輪に携わったスタッフ、障害者やバリアフリーの専門家、ボランティア、周辺住民、メディア関係者など。各エリアの電力共有やWi-Fi（ワイファイ）接続状況、暖房や消防設備などを点検した。

代表団の一員として参加した同紙記者は、アパート内の「スマートベッド」を体験。角度の調節が可能で、読書やテレビ視聴、休息など多様なニーズを満たすことができると紹介した。また、チェックイン時の様子として、IDカードをスキャンするとワクチン接種状況や48時間以内のPCR陰性証明の有無が大画面に表示されると報告した。（北京時事）

春節に向け列車点検＝北京

20日付の中国紙・北京青年報（A1面）によると、北京の車両基地で19日、来年の春節（旧正月）に向けた列車の点検・整備が行われた。技術者が列車の屋根に上り、古い設備の交換作業などを行った。北京車両基地は、緑色の外観で知られる普通列車をメンテナンスできる北京、天津、河北地域で唯一の拠点。

春節前後の40日間は「春運」と呼ばれる特別輸送態勢が敷かれ、例年延べ30億人が移動する。今年は新型コロナウイルスの影響で政府が帰省や旅行の自粛を呼び掛けた結果、移動は例年の3割にとどまった。2022年の春節連休は1月31日～2月6日の7日間。（北京時事）

